

御殿場市民会館植栽等管理業務仕様書

1 業務場所

御殿場市民会館敷地内（別紙1、2「植栽等配置図」で示す範囲）

2 目的

市民会館敷地内の美観を常に維持し、来館者の満足度を向上させるとともに現状以上の風致景観となるよう管理すること。また、来館者及び近隣住民にとって、交通安全の観点から安全な視界が確保できるよう管理すること。

3 業務実施時期

（1）草刈り

芝地、草地の草刈り、除草剤散布を行う。対象は植栽等配置図を参照。

- ・4月から9月は3回以上、10月から3月は2回以上実施すること。
- ・芝地以外の雑草が生えている場所は、4月から9月は2回以上、10月から3月は1回以上除草剤散布を実施すること。
- ・作業は安全に留意し、敷地内外の器物の破損、市民会館利用者だけでなく近隣住民や通行者を含めて怪我のないよう実施すること。

（2）植栽

植栽の刈り込み等維持管理、植栽周囲の草刈り及び除草等を行う。対象は植栽等配置図を参照。

- ・植栽の刈り込みは4月から9月は3回以上、10月から3月は2回以上実施すること。
- ・植栽周囲の草刈りは「（1）草刈り」に準じて実施すること。
- ・植栽周囲の除草は雑草の状況に合わせて年4回以上実施すること。
- ・植栽内において雑草、外部から侵入した植栽ではない樹種が植栽よりも大きく成長した場合は、適宜除去すること。

（3）樹木

樹木の整枝、剪定等管理を行う。落ち葉については、樹木の大きさに関わらず、落葉が続く間は敷地内の駐車場、通路等の落ち葉を週3回以上回収すること。対象は植栽等配置図を参照。

①高木

- ・樹木の成長に合わせて、管理上必要な整枝、剪定を適宜行うこと。
- ・指定管理期間中に最低1回、強剪定を行うこと。

②中木

- ・樹木の成長に合わせ最低年1回以上、管理上必要な整枝、剪定を適宜行うこと。

③低木

- ・樹木の成長に合わせ最低年2回以上、管理上必要な整枝、剪定を適宜行うこと。

(4) 竹藪

竹が駐車区画へ侵入し、駐車に支障をきたさないように竹の刈り取り除去を6ヵ月に1回以上実施すること。また、竹藪の中にあり、高さ2m前後で剪定されている木については、枝が伸長したときに駐車に支障をきたさないように随時剪定すること。

(5) 花壇

花の植え替えを6ヵ月に1回実施すること。また、花の周りの雑草は4月から9月は3回以上、10月から3月は2回以上除草を実施すること。

(6) その他敷地内

その他敷地内（調整池含む）において除草等必要である場合は随時実施すること。

(7) 敷地周辺

敷地に隣接する歩道及び車道の路肩については、作業の安全に留意しながら「(3) 樹木」に準じた落ち葉の回収を実施すること。

4 損害賠償

業務にあたり、施設・備品・その他第三者に対し、故意もしくは重大な過失により損害を与えた場合は賠償の責を負うこと。

5 その他

- (1) 作業場所周辺環境には十分配慮する。
- (2) 作業により生じた廃棄物の処分は、法令遵守を徹底すること。
- (3) スズメバチ等の危険生物や特定外来生物の生息、繁殖に注意し、発見した場合は必要に応じて市と協議し、適切に対処すること。
- (4) この仕様書に疑義及び定めのない事項のあるときは、市と協議し、その都度定める。